

# 国際税務早わかり

## ① 「拠点」の定義見直し

企業活動のグローバル化に伴い国際税務への注目度が高まっている。経済協力開発機構（OECD）が中心となり、多国籍企業に効果的に課税する仕組みを導入する動きが本格化。重要なトピックについて解説する。1回目は外国企業への課税の根拠となる工場や支店などの「恒久的施設（PE）」の定義変更について、高島淳税理士に聞いた。

——恒久的施設の定義を教えてください。

「恒久的施設とは、事業活動をしている一定の場所などを指す。税法上、3つの定義がある。1つ目は支店や工場、2つ目は工期が12カ月を超える建設工事現場、そして3つ目が海外企業の代理人として国内で活動する業者だ。進出国に恒久的施設が無い場合は、原則、法人税は本社がある国で納めるのが、現在の国際課税ルールだ」

——倉庫などは対象にならないのですか。

## 課税範囲、倉庫に拡大案

「現行ルールでは恒久的施設として認められない。物品を保管するなど、本来の事業の補助的な機能の施設は該当しないためだ」

——国税当局が、米アマゾン・ドット・コムを日本の国内の倉庫を恒久的施設とみなし課税しようとする動きがありました。

「倉庫ではIT（情報技術）を使い、米本社の指示を受けて配送するなどしていた。こうした機能を持つため、単に商品を保管する以上の施設だと当局は主張したようだ」

——恒久的施設の定義見直しが進んでいます。

「OECDが国際企業の過度な課税回避を防ぐ対策を進めており、今月末から来月にかけて最終報告書をまとめる。恒久的施設の概念が広がろうだ」

「これまでのように単純に、倉庫であれば大丈夫というだけではなくなる。各国の税務当局が、本当に補助的な活動に限定しているのかなど実質を判断する。報告書を受け国内の法律も変更される」

——日本企業にはどんな影響がありますか。

「定義が広がれば、今まで補助的な活動とみなされてきた海外の駐在員事務所なども、現地の税務当局から恒久的施設として課税される可能性が出る。税務専門家などと相談しながら、対応することが望ましい」

OECDは倉庫を恒久的施設とみなすことも検討

